道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令・関係省令（案）に関するパブリックコメントの実施結果
【実施期間：令和７年３月17日～令和７年４月１日（16日間）】

提出件数：計１件　（本案に関係のないご意見や趣旨が不明確なご意見は当該件数に含まれておりません。）

提出意見	国土交通省の考え方
道路整備特別措置法施行規則では、国土交通大臣が地方道路公社の管理する道路の災害復旧等を代行する場合において必要な規定の改正とありますが、折角の機会なので、対処法ではなく、災害が発生する前、事前チェックにて災害の恐れのある個所についても国土交通大臣が地方道路公社、管理者に代わり代行することができるべきであると考える。	今般の改正は、今国会に提出した道路法等の一部を改正する法律案において創設された国土交通大臣による地方道路公社管理道路の災害復旧等代行制度の適用にあたって必要な事項を定めるものとなります。 災害時に損傷が生じた場合に道路の構造や交通に大きな支障を及ぼすおそれのあるトンネル等の道路施設については、平時からの管理を行う地方道路公社、道路管理者において定期的な点検を行うなどの取組を行っており、引き続き安全かつ円滑な交通の確保に取り組んでまいります。